

議案第 17 号 朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例は、内閣府令で示された基準に基づき、本市で乳児等通園支援事業を実施するために必要な、保育室等の面積の基準や、職員の数の基準のほか、実施形態の定義や食事、衛生管理、安全計画など、基本的な基準を定めたものである。

令和 7 年 11 月 14 日付けで「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布されたことから、条例の一部を改正する。

2 改正概要

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」に基づき、次のとおり改正する。

(1) 「乳児等通園支援事業者の職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

(2) 第 22 条の 2 として、設備及び職員の基準の特例に関する規定を追加する。

(3) その他文言整理等

3 施行予定期日

令和 8 年 4 月 1 日

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 463-2836